

埼玉県立大学研究推進委員会規程

平成22年4月1日

規程第83号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号。以下「組織規則」という。）第21条第2項の規定に基づき、埼玉県立大学研究推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、研究開発センター長の職務を補佐するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学内の研究推進に関する事項
- 二 研究成果の学内外への発表等に関する企画等に関する事項
- 三 奨励研究費の配分に関する事項
- 四 受託研究及び共同研究の受入れに関する事項
- 五 動物実験・組換えDNA実験に関する事項（動物実験及び組換えDNA実験の実施計画の倫理的・科学的な観点からの審査に関する事項を除く。）
- 六 有害物質等の取扱いに関する事項
- 七 共同実験室・動物実験室の管理運営に関する事項
- 八 その他研究推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究開発センター長
 - 二 共通教育科長及び各学科長が指名する教員
 - 三 研究科長が指名する教員
 - 四 研究・地域連携担当部長
 - 五 その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第2号の委員は、同項第3号の委員と兼ねることができる。
- 3 組織規則第20条の規定により研究開発センター副センター長を置くときは、当該副センター長を委員とする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究開発センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上

の同意を必要とする。

(専門部会)

第8条 委員会に別表のとおり専門部会を置き、その組織、任期及び審議事項は同表に掲げるとおりとする。

2 部会における審議事項は、委員会に報告するものとする。

第9条 削除

(関係職員の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局研究・地域連携担当が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

専門部会名	組織	任期	審議事項
奨励研究部会	1 部会長 （研究推進委員のうちから委員長が指名） 2 部会員 （各学科長、共通教育科長及び研究科長が指名）	2年。ただし再任を妨げない。	1 奨励研究の審査に関する事項 2 奨励研究費の配分に関する事項 3 奨励研究成果の学内外への発表等に関する企画等に関する事項 4 その他奨励研究に関する事項
共同実験管理部会	1 部会長 （研究推進委員のうちから委員長が指名） 2 副部会長 （部会員のうちから部会長が指名） 3 部会員 （各学科長、共通教育科長及び研究科長が指名する以下の者） （1）動物実験・組換えDNA実験等に関して優れた識見を有する者 （2）実験動物に関して優れた識見を有する者 （3）学識経験を有する者	2年。ただし再任を妨げない。	1 共同実験室の管理運営に関する事項 2 動物実験の計画及び実施の基準に関する事項 3 削除 4 動物実験室の管理運営に関する事項 5 学生の動物実験・実習に関する事項 6 動物実験の実施に係る教育訓練に関する事項 7 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関する事項 8 その他動物実験の適正な実施に関する事項 9 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第44条に規定する毒薬及び劇薬、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年3月17日法律第14号）第2条第6号に規定する向精神薬、公立大学法人埼玉県立大学職員の特殊勤務手当に関する規程（平成22年規程第46号）第3条第1項第1号から第5号までに規定す

			る業務に使用する物質等、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 2 条第 11 項に規定する核燃料物質の購入、使用、保管及び処分に関する事項、医療廃棄物の保管及び処分に関する事項 10 その他毒劇物、毒劇薬、向精神薬、有害物質、危険物、医療廃棄物及び核燃料物質等を原因とする事故の防止及び処理に関する事項 11 削除 12 組換え DNA 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項 13 組換え DNA 実験を原因とする事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項 14 その他組換え DNA 実験の安全確保に関する事項
--	--	--	--